

兵庫県多可町基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年3月1日現在における兵庫県多可郡多可町の行政区域とする。概ねの面積は19,000ha程度である。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃	自然環境保全地域
〃	都道府県自然環境保全地域
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃	国定公園区域
〃	都道府県立自然公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	—
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区については、促進区域から除く。

（促進区域図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

多可町は、多可郡内の3町（中町、加美町、八千代町）が平成17年11月1日に合併して誕生した。兵庫県の北播磨地域に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、西脇市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町にそれぞれ接している。東西13km、南北30km、総面積185.15㎢を有し、直線距離で神戸まで約45km、大阪まで約70kmの距離にある。

地勢的には、周囲を中国山脈の山々に囲まれ、一級河川の杉原川と野間川が町の中央部を貫流し、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れている。奥深い山々に囲まれている地形のため水量が豊富で工業用水として地下水を利用する企業もある。

年間平均気温は14.6℃、年間平均降水量は1,345mmで、気候は瀬戸内海式気候の影響を受けて穏やかである。地震や台風などによる大きな自然災害は少なく、この地域は比較的災害の少ない地域ともいえる。しかし、近年、全国的にみられる集中豪雨などによる自然災害も発生しており企業の災害対策が課題となっている。

【交通インフラ】

多可町の交通インフラは決して良好ではなく、高速自動車道及び自動車専用道の未整備地域である。しかし、直線距離で神戸まで約45km、大阪まで約70kmの距離にあり、車で約30分に位置する中国自動車道の滝野社IC（加東市）、加西IC（加西市）を利用すれば阪神圏から約1時間30分程度でアクセスできる立地条件にある。また、近隣市町には北近畿豊岡自動車道（国道483号）や播但連絡道路などの自動車専用道路も整備されており企業活動をする上においては、比較的恵まれた地域である。

一般国道、主要地方道等については、狭隘箇所のパイパス化や道路拡幅、歩道設置など安全な交通確保のための整備が進められている。

なお、鉄道については、西日本旅客鉄道鍛冶屋線が廃止となった平成2年以降は未整備地域であり、鉄道網によるアクセスは非常に悪い。

【産業構造】

本町の第1次産業は、南北に流れる杉原川、野間川を中心に形成される山間田園地帯で、豊かな自然環境と肥沃な土地に恵まれ農林業が盛んである。良質のコシヒカリ、酒米「山田錦」、新鮮な野菜等の食材を手に入れることができ、また豊かな資源である森林を大切にしたまちづくりも進めている。

地場産の水稲や野菜を加工した特産品などの農産加工産業なども発達している。とりわけ特産品開発に取り組む女性グループが活躍し、中には年商2億円を超えるグループも存在する。また、2つの道の駅や西日本最大級のラベンダー園を核とした観光産業も集積している。

第2次産業においては、令和3年経済センサス調査の町内製造品出荷データを見ると、電気機械器具製造業が最も多く85.075億円で、以下、非鉄金属製造業、繊維工業、金属製品製造業、食料品製造業、生産用機械器具製造業の順となっている。

電気機械器具製造業は町内に6の事業所があり、従業者数は319人である。全体に占める割合は、6.6%、従業者数では13.7%となっている。

地場産業である繊維工業は町内に23の事業所があり、従業員数は344人である。全体に占める割合は事業所数で25.2%、従業員数では14.8%となっており、町内では最も従業員が多い職種となっている。

【人口分布の状況】

令和2年度の国勢調査では、本町の総人口は19,261人である。年齢構成別では生産年齢人口（15～64歳）50.9%、老年人口（65歳以上）37.9%、年少人口（0～14歳）10.1%となっている。平成27年度調査と比較すると1,939人、9.2%の減となり、少子高齢化による人口の自然減と社会減が続いている。

また、本町では、町外で就学・就業する15歳以上の者が4,907人（25.5%）を占めており町外への通勤・通学者の割合の高い町となっている。これは、工業団地等が整備され雇用力のある近隣市と隣接しているためであり、買物や医療を含む日常行動圏についてもこれに準じたものとなっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者数の約38%、売上高の約74%、付加価値額の約42%（地域経済分析システム（RESAS）による）が製造業となっており、その経済構造の中心となっているのが金属製品製造業や繊維工業である。

金属製品製造業については、高度な加工技術を活かし成長性の高い新分野への参入を支援し、古くからの地場産業である播州織を中心とした繊維工業については、生地生産から最終製品までを手掛けることで生地そのものの付加価値を高めるためにブランド化を図り、繊維産業の復興と雇用創出を目指す。

また、機械器具関連の製造業における質の高い雇用の創出が、域内の雇用者数の約12%を占める卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

さらに、農産物加工業（特産品）は、本町の自然、歴史、伝統、文化に深く根ざし、地域の経済を古くから支えてきた産業でもある。水稻のほかに野菜等の生産も盛んで、これらを使い加工した漬物、味噌、巻き寿司、惣菜などの加工産業も発達しており、2つの道の駅やラベンダー園を核とした観光産業も集積している。

近年、これらの地域資源を生かしながら付加価値の高い農産物については、遊休地を活用する農産物の栽培（ラベンダー等）、にんにくや二次製品の開発（シカ肉等）にも取り組んでいる。加えて、食の安全・安心、本物志向といった社会ニーズが高まっていることから、町内で採れる新鮮な野菜、食材を使った農産物加工産業を中心に農商工連携、工業と観光の連携等、食品関連のものづくり産業と他産業の積極的な連携を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 による付加価値額創出額	2億6,843万円	5億3,685万円	+100%

(算定根拠)

・現状：5,284万円×4件×1.27＝2億6,843万円

・計画終了後：5,284万円×(4件+4件)×1.27＝5億3,685万円

※多可町の地域経済牽引事業計画承認実績：4件

※地域経済牽引事業の承認事業件数目標は過年度の計画承認実績等を基に4件に設定。

【任意記載の KPI】			
	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業 の新規承認事業件数	4 事業所	8 事業所	+100%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

<p>本計画において、地域経済の牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。</p> <p>(1) 地域の特性の活用</p> <p>「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。</p> <p>(2) 高い付加価値の創出</p> <p>地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,284 万円（兵庫県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（令和 3 年））を上回ること。</p> <p>(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果</p> <p>事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域に所在する事業者の製品出荷額が開始年度比 3%増加すること ・ 促進区域に所在する事業者の売り上げが開始年度比で 3%増加すること ・ 促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1%増加すること
--

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

<p>(1) 重点促進区域</p> <p>なし</p> <p>(2) 区域設定の理由</p> <p>なし</p> <p>(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域</p> <p>なし</p>
--

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

<p>(1) 地域の特性及びその活用戦略</p> <p>①多可町の地場産業・播州織を活用した成長ものづくり分野</p> <p>②多可町の特産品を活用した農林水産・地域商社分野</p> <p>③多可町の機械器具関連製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野</p> <p>(2) 選定の理由</p> <p>①多可町の地場産業・播州織を活用した成長ものづくり分野</p> <p>多可町の地場産業の一つである「播州織」は、約 220 年前に京都より持ち帰った技術を基礎として栄えてきた。糸を先に染め、染め上った糸で柄を織る「先染織物」という手法を特徴とする「播州織」は、国内先染織物の 70%以上のシェアを占めており、その独特の製法により、非常に上質な生地仕上がり、シャツやハンカチをはじめとする</p>
--

様々な織物製品に加工されている。昭和 62（1987）年のピーク時には、約 3 億 8,800 万 m²の生産量を誇っていたが、円高等を原因とする輸出量減少により令和 4（2022）年の生産量は約 1,287 万 m²と、ピーク時の約 3.3%まで減少している。また、昭和 62 年当時、約 60%超を占めていた輸出品の割合は、令和 4 年には約 13.1%まで減っている。

かつては、「播州織」が基幹産業として隆盛し、まちの発展に寄与していたが、生産量の減少やその影響による人口流出と少子高齢化が顕著化しており、伝統産業の継承が危ぶまれる状況にある。しかしながら、現在でも多可町の製造業事業所数の 25.2%、全従業者数においても 14.8%と最も多くを占める。

近年では内需拡大に向けた取組を模索する動きが活発化しており、地域をあげたブランド化の取組を支援する形で播州織を兵庫県下初の「ふるさと名物応援宣言」（平成 28 年 1 月 28 日）を西脇市と共同で行った。

また、多可町商工会繊維部会では同じく平成 28 年に「播州織ブランドプロジェクト」を立ち上げ、産地の振興に向けた様々な取組を行っている。服飾デザインを学ぶ学生に高度な分業に支えられた播州織を知ってもらうための播州織産地インターン研修や地元事業者、西脇市と連携しながら、継続的な「地域ブランド」の育成・強化と事業承継の取組を行いながら地域経済の好循環、雇用の拡大を目指す。

②多可町の特産品を活用した農林水産・地域商社分野

多可町では、信頼できる優れた多可町産の特産品を「たかのたから」として全国に発信するため、平成 20 年度より町内の事業所で製造した製品や加工品を多可町のブランドの特産品として認証する「多可町特産品認定制度」に取り組んでいる。

初年度の認定は 26 品目であったが令和 4 年度末時点で 182 品目まで件数を増やしている。今後も認定品目が増加することが見込まれ、特産品の競争力強化を図るため品目ごとに定められる認証基準に適合する多可町特産品の認証に関して確かな品質・技術を伝える多可町生まれの地場産品である証をアピールすることにより、購買者の信頼を高め、地場産業の活性化を図ることが期待される。

③多可町の機械器具関連製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本町は、中山間地域であるため工場立地に適した土地が少なく、行政主導による産業団地も存在しない。しかしながら町内には金属製品製造業、非鉄金属製造業、一般器具機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業など多くの製造企業が存在し、本町の産業の重要な部分をなしている。また、県下でもものづくり補助金の採択件数が多く高度な加工技術を活かした成長性の高い新分野への取組が旺盛であるといえる。

町としてもそのような地域特性を後方から支えるため、平成 28 年度には商工会との連携強化やいち早く企業の動向を捉えるために商工連携室を設置し、情報共有を図りながら成長分野への支援を行っている。

今後も地域の継時的特性や、北播磨地域における企業動向、地域経済の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かした成長ものづくり分野や農林水産・地域商社分野に取り組むためには、事業者のニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用

し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

また、特産品を活用した農林水産・地域商社分野については、観光分野ともリンクさせながらさらなる誘客を図るため情報発信についても強化していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の拡充

活発な設備投資が実施されるよう、既存の制度である固定資産税の減免措置における事業分野の見直しや拡充に向けた研究・検討を行う。

②企業立地に関する補助金

企業誘致を促進するために新たに進出する企業や既に企業施設を有する企業が、高度化又は事業転換のため新たに企業施設を設置・拡張する場合、「雇用奨励金」を交付している。今後一層、制度の周知を図るとともに交付要件についても研究、検討を行う。

③多可町総合戦略に基づく関連施策

多可町総合戦略の政策パッケージの一つに「雇用の場を創出し、自分に合ったしごとができるまちへ」を掲げ、次世代に継承できる職業や働き方の選択肢を増やすとともに各年代層の働く意欲を満ちし、多様な働き方の希望に対応する。また、播州織をはじめとする地元企業の経営体質強化支援として融資制度や利子補給金制度、販路開拓のための見本市や素材展の開催などを行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

多可町は、地域情報化政策に基づき株式会社ケイ・オプティコムと連携したケーブルテレビ整備を行っている。町の自主制作番組も行っておりこの環境の利用にあたっては、多可町商工会とも連携し、各種セミナーや求人情報などをリアルタイムで発信している。また、今後は創業支援サイトや多可町商工会の「仕事百科事典」サイトなどの企業とのマッチング支援も行いながら情報提供・公開を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

当町は、兵庫県内 10 か所にある公益財団法人ひょうご産業活性化センターによる兵庫県よろず相談窓口拠点の 1 か所として指定を受けており、中小企業を中心としたあらゆる経営相談を受け付ける体制を整えている。今後は、企業立地等に関しても関係機関、部署との連携をより密にした相談体制の確立に向けた整備を行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

多可町総合計画、多可町総合戦略に基づき国、兵庫県及び多可町が実施する成長ものづくり分野や農林水産・地域商社分野の促進に資する取組及び企業支援制度等の運用、拡充並びに新設による支援を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7～9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置・雇用奨励金の創設	運用	運用	運用
②地方創生推進交付金の活用	成長ものづくり分野における振興策等の事業実施	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
支援施策の情報発信	情報の公開	情報の公開	情報の公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談体制の整備	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

ひょうご・神戸投資サポートセンターの協力を得て、集積業種等、進出意向のある企業への訪問や情報収集を積極的に行い、新たな企業誘致につなげる。このためにホームページによる情報発信や用地情報パンフレットなどを通じて企業への営業活動を行うほか、大都市圏の企業等で活躍する地元出身者、縁故者等を活用した立地環境のPRなどを推進し、新たな企業立地へとつなげる。

また、経営革新や事業規模拡大、雇用拡大を図る町内事業者に対して支援を行うほか、地域産業の活性化に向けた連絡会議等を開催し企業との連携強化を図る。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業内容及び実施方法

①多可町商工会

経営発達支援計画等に基づいた地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、意見活動、まちづくり活動、社会一般の福祉の増進のために行う事業などについて伴走型支援を行う。

②多可町企業懇話会

商工会員とそれ以外の企業が地域社会や企業経営に関する諸問題に関する懇話会や企業の社会貢献活動を通して地域の活性化と商工業の振興、及び雇用の創出に寄与する取組に対して支援を行う。

③多可町金融懇話会

多可町内に支店を置く金融機関（兵庫県信用金庫、兵庫県信用組合）、兵庫県信用保証協会、日本政策金融公庫及び行政や経済団体による情報交換を行い、必要な支援施策について話し合い地域経済の活性化に向けた取組を推進する。

④北播磨地場産業開発機構

「播州織」などの地場産業が古くから集積した兵庫県北播磨地域において、地域の行政4市1町と「播州織」「播州釣針」の業種団体により地場産業の育成と支援を行い地域経済の活性化を図る。

⑤北播磨地域雇用第三者会議

北播磨地域における労働団体、使用者団体、労働関係行政機関の三者が、地域の雇用情勢及び対応策について情報交換をし緊密な連携のもとに労働行政を円滑かつ効果的に推進する。

⑥西脇・多可「播州織」連携会議

播州織の主要産地である多可町と西脇市の繊維事業関係者、及び行政や経済団体で構成する広域的な連携の枠組みを組成し、産地における諸課題と改善に向けた取組に対して支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発の伴う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行っていくものとする。

特に大規模な地域牽引経済事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、県立自然公園等の環境保全上重要な地域における地域経済牽引事業計画の承認に際しては兵庫県自然環境部局といった関係機関と調整を図るほか、整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内にATMが設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所におけるATM利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携しながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

(3) その他

・PDCA 体制の整備等

年 1 回、基本計画と承認事業計画に関する効果・検証を目的とした多可町産業振興対策審議会を開催し、事業の見直しが必要と判断された場合は、計画期間中であっても必要に応じて変更を行うものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「兵庫県多可町基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。